院内感染対策に関する取り組み事項

1.院内感染対策に関する基本的な考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。

当院は、感染防止対策を病院全体として取り組み、病院に関わる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2.院内感染対策のための委員会および当該病院等の組織に関する基本事項

当院における感染防止対策に関する意思決定機関として、感染対策委員会を設置、毎月、会議を行い感染防止対策委に関する事項を検討します。また、感染管理室(感染制御チーム ICT)を下部組織として設置、感染防止対策の実務を行います。

3.院内感染対策のための従業者に対する研修に関する基本方針

職員の感染防止対策に対する意識·知識および技術の向上を図るため、全職員対象とした 研修会、講習会を年 2 回以上行います。

4.感染症の発生状況の報告に関する基本方針

法令に定められた感染症届出のほか、院内における耐性菌などに関する感染情報レポートを作成し、感染制御チームでの検討および現場へのフィードバックを実施しています。

5.院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が発生または疑われる場合は、感染制御チームが感染対策に速やかに対応します。必要に応じ、通常時から協力関係のある医療機関や保健所とすみやかに連携し、対応します。

6.その他院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染防止対策の推進のため、「感染対策マニュアル」を作成し、病院職員への周知徹底を図り、マニュアルの見直し改定を行います。

7.抗菌薬適正使用のための方策

耐性菌の予防のために広域抗菌薬等に指定抗菌薬を定めています。抗菌薬使用患者は、使用量、効果などを定期的に AST:抗菌薬適正使用支援チームが介入し、適切な抗菌薬使用になるよう努めます。

8.他の医療機関等との連携体制

地域の医療機関からの感染対策に関する相談を受け、また合同で検討する機会を持ち、地域ぐるみの感染対策の向上に努めています。

令和6年8月28日岩手県立中部病院長